

第48回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	令和2年2月5日（水）午後3時00分～午後5時00分 新発田市役所5階 会議室501	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議事</li> <li>（1）抽出工事等の審議について</li> <li>（2）第49回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</li> <li>（3）その他</li> </ul>	
委 員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 八木 庸一 (税理士) (出席) 委員 藤本 晃嗣 (大学教員) (出席) 委員 海藤 隆之 (弁護士) (出席) 委員 若桑 昭男 (公募委員) (出席) 委員 岡村 愛子 (公募委員) (出席)	
審議対象期間	令和元年9月1日～令和元年12月31日	
抽出案件	6件（対象工事総件数75件）	
制限付 一般競争入札	6件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国補橋修第1号 月岡大橋修繕工事</li> <li>・ 自災第1号 城北1号雨水幹線整備その3工事</li> <li>・ 教受第11号 市民文化会館空調中央監視設備改修工事</li> <li>・ 下補償工第1号 姫田川右岸農業集落排水管路補償工事</li> <li>・ 教受第8号 豊浦中学校区統合小学校増築及び改修（建築）工事</li> <li>・ 改整第2号 配水管入替31-2工区（開削）工事</li> </ul>
公募型 指名競争入札	0件	
通常 指名競争入札	0件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具 申内容	特になし	
その他	傍聴者3名	

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p>① 第2 三半期の契約等の状況</p> <p>新発田市建設工事入札参加資格審査規程にある発注標準表のランクと資料にある公募ランク（実際に発注したランク）が異なるものがあるのはなぜか。例えば、資料の No.1、No.6、No.11 など7件ほどある。</p> <p>公募ランクを変更する場合、建設工事入札参加資格審査規程第12条に「別に定めがある場合を除き、別表のとおりとする」とあるが、これらのランクの変更は、「別に定める場合」に該当するのか。別に定める場合とはどういう場合か。資料があれば次回の会議で提示してほしい。</p> <p>No.29 と No.30 の工事は、同種工事に見えるが、一括発注できなかったのか。</p> <p>(No.29 紫雲寺藤塚浜処理分区 (707-2-1) マンホールポンプ設置工事、No.30 紫雲寺藤塚浜処理分区 (770-1) マンホールポンプ設置工事)</p> <p>落札率が異常なもの、例えば 89%のもの、</p>	<p>・事務局から資料に基づき説明</p> <p>No.1 は、契約金額は 979 万円だが、予定価格が 1,000 万円以上であり公募ランク B で間違いない。No.6 は、当初は公募ランク B で公告したが、落札候補者が入札参加資格を満たさず失格となったため、再度公告時に公募ランクを上げて A 又は B とした。その他に、当初（初度）公告で入札参加者がいなかったために公募ランクを上げて再度公告した案件もある。</p> <p>承知した。</p> <p>一般的には、隣接する同種工事であっても、地域要望や現場の条件によって分割発注する可能性がある。また、一括発注した場合、工期が伸びるため年度内に工事が完了しない可能性がある。年度内に確実に完了させるため、分割発注している場合もある。</p> <p>それらは全て抽出案件に入っているので、</p>

意見・質問	回答
<p>100%のもの、3億に近い金額で98%のものなどがあるが、こういう場合は内容を知ることが大事ではないか。</p> <p>一覧表には工事着手日の記載がないが、新発田市契約規則には契約日から7日以内に工事に着手することとされている。実際に確認しているのか。</p> <p>着手が遅くなったため、工期が短くなり事故を起こすことも考えられるため確認したものである。</p> <p>発注者として事故原因の分析や再発防止策等について検討はしているのか。重傷や死亡事故があった場合には、横展開が必要と思う。</p> <p>人身事故による指名停止の案件について、重傷とはどの程度か。</p> <p>労働環境が悪かったのか。</p> <p>類似の事故が起きないようにしてほしい。</p> <p>事故が起こった際には、あらゆる機会を使って注意喚起をしていくことが必要である。</p>	<p>内容については後ほど説明する。</p> <p>契約時に着手届や工程表の提出により確認している。また、工事担当課の監督員も打合せ等で確認している。現場で工事を始めることだけが着手ではなく、道路使用許可申請や現場事務所建設といった準備も着手といえる。現場で着手していれば一目瞭然であるが、会社の内部手続を監督員が会社まで赴いて確認することはしていない。</p> <p>発注者としては、市内の下水道工事業者に注意喚起の文書を発送した。また、工事担当課と契約検査課との定例会議で事故報告を行い、注意、指導した。</p> <p>右足をバックホウのキャタピラーで踏まれ、右足の甲を骨折して1か月以上入院したものの。規定により、指名停止2か月とした。</p> <p>安全管理措置が足りなかったものと判断している。</p> <p>事故発生時には、業者から状況や原因を記載した事故報告書を提出させ、工事担当課の監督員が検証する。さらに、業者には再発防止策を提出させている。</p>

意見・質問	回答
<p>② 制限付一般競争入札</p> <p>新発田市入札監視委員会の運営に関する事務処理要領では、発注方式別に抽出件数の目安が示され、合計で10件程度とされている。発注方式別の件数を優先すると審議件数が少なくなる場合がある。</p> <p>10件までとした方が選びやすい。</p> <p>入札監視委員会の主な役割は抽出案件の審議であり、一般競争入札5件だけとなった場合は少なすぎる。</p> <p>次回から、要領にある発注方式別の件数を目安に合計10件を限度に抽出するものとする。</p> <p>総合評価落札方式の価格評価点はどのように算出するのか。</p> <p>総合評価落札方式の評価項目は誰が作成したのか。また、入札参加者は評価項目を知ることができるのか。</p>	<p>(審議案件の抽出理由について抽出委員から説明)</p> <p>抽出にあたっての観点は3つである。1つは落札率、もう1つは契約金額、それから総合評価落札方式かどうかという点である。</p> <p>基本は発注方式ごとの件数を優先して抽出しており、今回は随意契約がないので、件数が少なくなっている。</p> <p>委員の皆さんが合計10件程度抽出するのを原則としたいということであれば、そのように取り扱う。</p> <p>・抽出された6件について、事務局から資料に基づき説明</p> <p>資料16ページを例に説明すると、最低入札価格6,620万円が77点満点(提案型の場合)となる。次順位は6,920万円なので、6,620万円を6,920万円で割って77点を掛けると73.662点となる。最低入札価格との比率に提案型の満点である77点を掛けて割り落としをしていくという考えである。</p> <p>評価項目は、総合評価落札方式の導入時に立ち上げた庁内ワーキングチームが国や先行自治体の事例を参考に作成したものであり、ホームページで公表している。</p>

意見・質問	回答
<p>入札辞退の理由を確認するのか。</p> <p>総合評価落札方式は価格も技術も総合的に評価して最も優れた提案をした者を落札者とする方式である。</p> <p>予定価格をオーバーした者は0点となり、総合的に評価されていない。これを総合評価というのか。疑問に思う。</p> <p>次点については、予定価格を基準とした価格評価点をつければよいのではないか。0点としてしまうのはいかがなものか。</p> <p>この方式は、国土交通省が作ったものか。</p> <p>価格評価点を下げ、技術評価点を上げれば、技術の優秀な業者となるだろうが、価格が高くていいのかという問題になる。</p> <p>価格評価点と技術評価点の配分について、何か合理的な方法があるのか、事務局で調べてみてほしい。</p> <p>他市町村もそうだが、今回抽出された案件を見ると、総合評価落札方式としなくとも一般競争入札をしても落札者となる。もう少し総合評価というものを何か検討できないものか。</p> <p>価格評価点が2位、技術評価点が1位で、総合評価点が1位となるケースがたまにあ</p>	<p>確認はしない。</p> <p>予算の制限があるので、予定価格を超えても1位になるような制度では予算の計画的な執行ができなくなる。</p> <p>予定価格を超えれば落札できないので点数をつけても意味はない。</p> <p>モデルは国から出ているが、配点や項目については各機関・自治体に任せられている。</p> <p>落札率は高くなると思われる。</p> <p>平成28年度に一部点数の見直しを行い、簡易実績型、簡易提案型ともに技術評価点を3点上げ、価格評価点を減らした。その際に、国、県、他市町村の状況を確認して見直したので、他市町村との差異は大きくないと考えている。</p> <p>総合評価落札方式の取り組みについて、国や県でも8割程度の導入、全国の市町村では4割程度の導入であり、導入市町村でも発注工事に占める割合は10%前後にとどまっている。新発田市の実施率は20%以上であり、取組についてはかなり努力している方である。</p> <p>今年度は、価格評価点1位、技術評価点1位の組合せのみである。</p>

意見・質問	回答
<p>る。</p> <p>価格評価点は、入札価格が最も低い業者が満点をとることになっているのか。</p> <p>評価項目を設定すると2人以上の学識経験者に意見を求めることになっているが実施しているのか。</p> <p>入札参加者が少ない。「設定の考え」の要件6で最低10者以上の参加を見込むとあるが、今回の対象工事の3分の1は4者以下である。指名競争入札では、4者以上を目標にしているのが指名競争入札と同じような数になっている。一般競争入札ではもっと参加してもらう必要があるのではないか。</p> <p>入札の参加者が少ないと談合の元になるのではないかと心配している。</p>	<p>予定価格と低入札価格調査基準価格の範囲内であれば点数がつく。その中で最も低い入札をした業者に満点をつける。</p> <p>新潟大学の先生2名に意見聴取している。</p> <p>入札参加者が少ないという意見は前回の会議でもあった。入札者を増やすためには、現在設定しているランクや地域要件を外すことが考えられるが、品質の確保、地元建設業者の育成等の必要性から設定しているので、安易に要件を外すことはできない。</p> <p>10者以上の参加を見込むとは、10者程度参加が見込まれる名簿の登録業者数があるということである。結果として2者しか参加しないこともある。</p> <p>地元優先の地域要件はどこの自治体でも大概設定している。当市がこの地域要件を外すと、市内業者は他市町村の工事には参加できず、当市の工事には他市町村の業者が参加してくる状況になってしまい苦境に陥る。</p> <p>入札参加者の数に関しては、それぞれの会社がある時点で抱えている業務量、発注する工事の難易度、あるいはどれくらいの利益が見込めるかという算段などにも影響される。今のところこれといった妙案はないが、案件ごとにいろいろな要件を設定しているので、要件が厳しすぎないか、入札参加の障壁となっているようなものがないのか検証していきたい。</p> <p>一般的に参加者が多くなれば競争性が高まり、落札率も下がるので、発注者としても多数の業者に参加してほしいと考えている。い</p>

意見・質問	回答
<p>現在の総合評価落札方式の技術評価点は低い。これは移行期の点数ではないか。10年以上経過しているのだから、見直しを検討すべきではないか。</p> <p>また、平成26年に公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正された。建設業の健全な発展を目的としており、工事の品質確保、担い手の長期的な育成等がポイントとして挙げられている。</p> <p>総合評価の試行期間は終わったので、平成26年の公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正に併せて評価項目を見直すべきだった。工事の品質確保という意味において、総合評価落札方式を増やしていかなければならない。現在の評価項目の内容を見ると、一般競争入札で行われた案件についても総合評価落札方式にできると思われる。</p> <p>働き方改革、ワークライフバランスの観点など、時代に合った評価項目へと見直すべきではないか。具体的には、えるぼし認定、くるみん認定、ユースエール認定、健康経営推進企業、AI投資、SDGsなど。</p> <p>入札監視委員会では、定例会議のほかに入札制度改善会議というものがある。定例会議が終わった後に30分でもよいので、こういったことを検討することを提案する。</p> <p>加えて、現在の入札監視委員会での対象案件は建設工事に限られている。地方公共団体では、売買、賃貸、請負などに際しては競争入札が原則とされている。パソコンなど大型の購入案件もあると思われるので、物品購入等についても議論すべき場があることが望ましい。</p> <p>総合評価落札方式の評価項目については、他の事例などの資料を集めて分析してほし</p>	<p>ずれにしても点検はしてみたい。</p> <p>資料の件は、承知した。        当市でも総合評価の項目ではないが、入札</p>

意見・質問	回答
<p>い。それからの検討となる。</p> <p>入札制度全体を考える会議を行ったかどうかとの提案があった。</p> <p>これは検討課題とする。これからの時代に沿った入札制度を考えていくべきとの意見はそのとおりだと思う。大きなテーマだが考えていきたい。</p> <p>評価項目の見直しを検討するのであれば、男女共同参画の委員会が出された資料も提出してほしい。市内の企業に対して促している施策が記載されているはずであり、根拠づけができる。</p>	<p>参加資格審査時の発注者別評価点において、ハッピーパートナー企業、障がい者の雇用状況、保護観察対象者の協力雇用主の登録の有無や実際の雇用の有無、ボランティア活動の状況、エコアクション21への取組状況、除雪業務の請負状況、消防団協力事業所など、働きやすさの観点や社会貢献、地域貢献などの項目を入れており、こういった項目をバランスよく盛り込むことが必要と考えている。</p> <p>当市では、来年度から市民の健康長寿について取組を強化することを検討している。その中で、健康経営に取り組んでいる企業に対して何か優遇策をとれないものかということも考えている。入札参加資格審査時の項目に加える方法もあるし、総合評価の項目に加える方法もあるので、これからの検討となる。</p> <p>皆さんお忙しい身だと思うので、時間や会議の進め方を決めておいた方がよいのではないかと。</p> <p>その他、全体を通しての大きな問題については、入札制度を考える場を設けるのであれば、そこで議論していただきたい。</p> <p>承知した。</p>

意見・質問	回答
<p>・自災第1号 城北1号雨水幹線整備その3工事</p> <p>・改整第2号 配水管入替31-2工区(開削)工事</p> <p>いずれも予定価格3,500万円以上なのになぜ総合評価落札方式の簡易提案型ではないのか。</p> <p>・下補償工第1号 姫田川右岸農業集落排水管路補償工事</p> <p>再度公告案件で落札率100%となっている。また、他の入札価格間の差が同じである。</p> <p>・教受第8号 豊浦中学校区統合小学校増築及び改修(建築)工事</p> <p>高額なのに、総合評価落札方式としなかったのはなぜか。</p> <p>議事録の作成について、入札監視委員会が作るべきものであれば、委員長が代表して承認する手続が必要ではないか。</p>	<p>簡易提案型は、学識経験者への意見照会に時間を要する。この2件については簡易提案型にした場合、年度内に工期末を迎えることが難しくなるために簡易実績型とした。</p> <p>初度公告では入札参加者がなく、再度公告となった案件である。確たる理由は分からない。入札参加者がいなかった案件であり、高い金額でも落札できる可能性があると考えたのかも知れない。</p> <p>この案件は、小学校統合に伴う増築及び改修工事である。統合期日が決定しているために竣工期限が決まっている。また、予定価格が1億5,000万円以上のため議会承認が必要な案件であり議会日程も考慮する必要がある。</p> <p>総合評価落札方式にすると低入札価格調査の対象となるが、低入札価格調査には時間を要するため、この工事のように工期に制約がある場合には、総合評価落札方式にはしていない。</p> <p>委員長の確認を得ることとする。</p>

意見・質問	回答
<p>(2) 第49回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <p>(3) その他</p> <p>① 事務処理要領（改正案）について</p> <p>② 第49回委員会開催日程について</p> <p>5 閉会</p>	<p>・第49回委員会の抽出は若桑委員とする。</p> <p>・事務局から資料に基づき説明 今後、市の審査機関を経てから改正する。</p> <p>・第49回委員会開催日程は、令和2年6月24日（水）15時からとする。</p>